

○危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）（抜粋）

第一条〜第十二条（略）

第十三条（略）

2 特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二、第一条の二の二、第一条の三、第一条の四第一項、第十五条の二から第十五条の三まで、第十五条の四から第十五条の十まで、第三十二条、第三十三条第三項及び第九項（同条第三項に係る部分に限る。）並びに第三十三条の二の規定は、前項の規定により危険物をばら積みして運送する場合に、これを準用する。この場合において、同令第十五条の五の二中「第十五条の三の二各号の積載方法」とあるのは、「告示で定める積載方法」と読み替える。

3・4（略）

第十四条〜第三十一条（略）

第三十一条の二 特殊貨物船舶運送規則第一条の二の三の規定は、危険物をコンテナに収納して運送する場合に、これを準用する。この場合において、同条第一項中「前条第五号に掲げる貨物の質量」とあるのは「コンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量」と、同条第二項中「コンテナヤード代表者」とあるのは「船長及びコンテナヤード代表者」と、同条第三項中「前条及び前項」とあるのは「前項」と読み替える。

第三百九十五条の二 コンテナの荷送人が、第三十一条の二において準用する特殊貨物船舶運送規則第一条の二の三第二項の規定に違反してコンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量として虚偽の質量が記載された資料を船長若しくはコンテナヤード代表者（第三十一条の二において準用する同令第一条の二の三第二項のコンテナヤード代表者をいう。以下この条において同じ。）に提出し、又は第三十一条の二において準用する同令第一条の二の三第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずにコンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量が記載された資料を船長若しくはコンテナヤード代表者に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三百九十一条、第三百九十二条又は第三百九十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。